

議案第19号

八幡浜市海産物直売所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和元年6月10日提出

八幡浜市長 大城 一郎

記

八幡浜市海産物直売所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市海産物直売所の設置及び管理に関する条例（平成25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第6条関係）		別表（第6条関係）	
種別	使用料	種別	使用料
海産物直売施設	月額 1平方メートルにつき <u>320円</u>	海産物直売施設	月額 1平方メートルにつき <u>313円</u>
飲食施設	月額 <u>89,800円</u>	飲食施設	月額 <u>88,169円</u>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の八幡浜市海産物直売所の設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

